

下関市監査委員公表第18号  
平成29年12月25日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	川	原	徳	也
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

豊田総合支所

地域政策課

市民生活課

農林課

建設課

教育委員会教育部

豊田教育支所

2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成29年10月2日から平成29年11月30日まで

## 5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

## 6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

### 地域政策課について

- (1) 下関市豊田農村勤労福祉センターの受付及び使用料徴収業務に係る契約事務等において、当該業務に係る契約書では、業務の実施に要した費用（以下「実施費用」という。）の額が委託料の額に満たないときは実施費用の額を委託料の額とすることや、実施費用の額を超える委託料の額の支払いを既に受けている場合は、市の指示により、その超える額を返還しなければならない旨が規定されているが、実施費用の確認についての書面はなく、費用の確認が行われているとは言い難い状況で、委託料の返還が必要かどうかを確認できなかった。委託料の額の確認には、実施費用の額について確認できる書類等が必要であると思料するため、受託者から徴取されるとともに、実施費用の確認を十分に行われたい。
- (2) 下関市華山ハンググライダー施設の使用について、下関市華山ハンググライダー施設の設置等に関する条例施行規則では、団体による使用をしようとする者（以下「団体使用」という。）の使用許可の申請について、使用の7日前までに「ハンググライダー施設団体使用許可申請書・兼誓約書」を提出することや、使用許可をしたときは、使用許可書を交付する旨が規定されているが、団体使用でない場合（以下「個人使用の場合」という。）の申請時期及び使用許可書の交付については規定されていない。また、個人使用の場合で祝日に使用を希望する者が、使用日当日に使用許可申請を行っているものが見受けられた。所管課によるとこのような場合は、宿直職員が使用許可前に使用料を徴収し、後日、当該規則等に規定はないが団体申請者に交付することとなっ

ている使用許可書を所管課が郵送しているとのことであったが、使用許可前に使用料を徴収し使用させることは適正ではない。また、ハンググライダーは風の状況等天候により飛行できなくなることがあるが、当該施設のある華山山頂に職員はおらず、さらに飛行が可能か状況を確認できる設備等もなく、実際に当該施設に行ってみないと飛行できるかどうか分からないとのことで、使用許可を受けた者が当該施設に出向き飛行できるかを判断しており、当該施設を使用しなかったことを口頭で申告した場合に、交付した領収書を回収し徴収した使用料を還付しているとのことであったが、下関市華山ハンググライディング施設の設置等に関する条例等には還付についての規定はない。適正に事務処理されたい。

なお、前述の不適正な事務処理は、当該規則等の規定が要因となっていると思料するため、条文の整備等を検討されたい。

#### 農林課について

(1) 前回監査の指摘事項でもあるが、下関市豊田地域資源循環活用施設ほか5施設の管理運営業務において、指定管理者である有限会社豊田あぐりサービス（以下「あぐりサービス」という。）は、当該施設の管理運営を行っているだけでなく、当該施設において、堆肥の販売、物販や食堂の運営、果樹園・ハウス施設での観光農園、肉用牛の生産等の営業行為を行っているが、当該営業行為に係る施設の使用許可の手続がなされていなかった。これらの営業行為は、その収入をあぐりサービスの収益とする自主事業であり、当該施設を使用する場合は、指定管理者ではない一団体として行う行為として、施設の使用許可又は目的外使用許可を受けた上で、実施することが必要であったと思料する。関係法令等に基づき、適切に事務処理されたい。

(2) 豊田田園空間博物館直営施設管理業務における委託料において、予定価格の積算が適正なものであるか疑義がある。予定価格は契約金額の妥当性の判断基準等となる重要なものであることから、その決定の根拠となる書類の作成にあたっては、業務の内容や前年度の実績等を参考に精査するなど、疑義の生じることのないよう適正に積算されたい。また、当該業務委託契約書では「業務を第三者に再委託してはならない。」と

規定されているが、再委託していた。契約書に基づき、適正な契約事務を行われたい。

### 豊田教育支所について

- (1) 随意契約により契約締結した三豊スクールバス運行業務に係る契約事務において、仕様書の運行形態表に記載された内容から推計される年間の運行予定便数と予定価格の積算根基として用いられた年間予定便数が異なるものとなっていた。仕様書どおりの便数で予定価格を積算した場合、契約の相手方が提示した見積額は当該予定価格を上回ることとなっていた。また、仕様書において、車両の修繕に係る内容が定められていないにもかかわらず、予定価格の積算根基には修繕料が計上されていたため、予定価格を決定する上で、適切な契約事務が行われているとは言い難い状況にあった。仕様書は、業務を具体的に執行するための細目等を定めるものであるとともに、予定価格及び見積金額の算定基礎となる重要なものである。契約事務に疑義が生じるおそれがあるため、仕様書の内容と予定価格との間に齟齬がないよう留意され、適切な契約事務を行われたい。

以上